

強制執行をとめるための署名のお願い

皆さん。

ご承知の通り、昨年10月25日、最高裁第3小法廷（大谷剛彦裁判長）は、私の上告を不当に棄却しました。

私の農地を取りあげる強制執行が迫っています。こうした状況の中で、私はこの強制執行をとめる新たな裁判を闘っています。ぜひ皆さんに後押ししていただきたいと思い、署名に取り組むことにしました。

私が千葉地裁に起こした裁判は、空港会社（NAA）が農地取り上げの強制執行を裁判所に申し立てた場合、許可しないように求める裁判です（請求異議裁判）。あわせて執行停止の申し立てを行い、これが「理由あるもの」として認められ、裁判の一審終了までの執行停止が確定したのです。

執行停止のためには、200万円という高額を保証金を条件とされましたが、多くの方々からカンパをいただき、感謝の気持ちでいっぱいです。

3月2日、第1回の口頭弁論が行われ、私も意見を陳述しました。

空港会社が強制執行で取り上げようとしている農地は、3代100年近く耕し続けてきた農地です。耕作している総面積約1町7反の半分近くになります。

もともと空港公団は、1998年に父東市に知らせず小作地を買収し、その後15年間も地代をだましとってきました。そんな違法な手段を取ってきた空港会社が、社会的にも「やらない」と約束した強制執行で私から農地と営農手段を取り上げることは許されません。

強制執行は、現にある作物もろとも農地をつぶし、野菜の出荷をできなくします。暮らしが成り立たなくなるだけではなく、長い間かけて信頼を積み上げてきた400世帯の消費者の大事な野菜を奪うことにもなります。

空港会社が私の農地に手をかけるというなら、体を張って闘うという決意に変わりはありません。しかし、同時に私は、この裁判に大きな手応えを感じています。

最高裁で決まったことを執行させない—それは簡単なことではないと思います。しかし、この裁判に勝利することができたら、全国の様々な運動にも大きな力になるでしょう。これからの日本の農業にも意味のあることだと思えます。この闘いは私ひとりだけの闘いではありません。

私は、これまで通り農業を続けたいと思っています。この地で農業を続けることが私の生き方です。

高瀬順久裁判長が強制執行を許可しないように、皆さんの力を貸してください。どうかよろしく願いいたします。

2017年3月10日

成田市天神峰63
市東孝雄